

# 公益社団法人 日本精神神経学会 代議員選挙規則

## (適用)

第1条 代議員の選挙については、公益社団法人 日本精神神経学会の定款に定めてあることのほかは、この規則に従う。

## (選挙区)

第2条 選挙は全国を次の六地区に分ける。

- 一 北海道・東北地区(北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県)
- 二 関東地区(群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県)
- 三 中部地区(石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- 四 近畿地区(滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県)
- 五 中国・四国地区(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県)
- 六 九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

## (有権者)

第3条 選挙権、被選挙権は選挙が行われる前年の8月1日現在の日本精神神経学会会員(以下有権者という)に限りこれを有する。ただし前年の8月2日から投票用紙送付日の前日までの間に定款第11条により会員の資格を喪失した者については選挙権、被選挙権を喪失するものとする。

## (地区別の定数)

第4条 代議員の全体の定数は、定款に定める範囲内で理事会が選挙のつど決定し、選挙管理委員会はこれを第3条に定める有権者に公示する。

- 2 全体の代議員定数を各地区の有権者数に比例分配したものを各地区の定数とする。
- 3 代議員のうち、原則として少なくとも30%は女性を選出するものとして、理事会が選挙のつど女性枠数を決定する。この女性枠数の地区ごとの定数は各地区の女性有権者数により比例配分する。

## (有権者の所属する選挙区)

第5条 選挙人及び被選挙人の所属する地区は、選挙が行われる前年の8月1日現在の主な勤務地によって定める。但し現に勤務していない者では主な住所による。

- 2 海外在住会員が選挙権及び被選挙権を行使するには、第2条で定められた六地区から一地区を自己所属地区として選択し、その地区名を選挙が行われる前年の8月1日までに選挙管理委員会に届け出ておかなければならない。

## (選挙管理委員会)

第6条 理事会は有権者中から選挙が行われる前年の6月30日までに選挙管理委員会の委員7名を委嘱する。

- 2 委員の任期は、理事会より選挙管理委員の委嘱を受け、それを受理した日より、次の選挙管理委員会が発足するまでとする。
- 3 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

## (有権者名簿)

第7条 選挙管理委員会は、原則として選挙が行われる前年の9月30日までに有権者名簿を全有権者に送付する。なお、送付日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。

(有権者名簿の訂正)

第8条 有権者は、有権者名簿に脱漏または誤刷があると認めるときは、選挙管理委員会があらかじめ指定した締め切り日までであれば選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。その場合、選挙管理委員会は有権者名簿の訂正事項を全有権者に通知する。

(選挙の期日及び公示)

第9条 選挙管理委員会は、原則として選挙の期日を2月の第1金曜日とし、選挙に関する公示を原則として選挙が行われる前年の9月20日頃までに行う。なお、公示日、選挙期日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。

(候補者の受付)

第10条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の11月15日頃までに代議員候補者の受付を終了させるものとする。受付終了日は諸事情を鑑みて、選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。

(候補者の届出事項)

第11条 代議員立候補者は、選挙管理委員会の定める方法により、所定の期日までに立候補の届出をしなければならない。これにあきらかに違反していると選挙管理委員会で認めた場合は、この届出は無効とする。

2 代議員立候補者は、前項の届出に関し、第13条の2に定める代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負等を記載したデータを提出することができる。

(候補者名簿の確認)

第12条 選挙管理委員会は、立候補により代議員(仮)候補を受け付けた場合、その旨を直ちに本人に通知する。

2 通知を受けた(仮)候補者は選挙管理委員会が指定した締め切り日までであれば候補者を辞退することができる(必ず文書によることとする)。

3 選挙管理委員会は原則として代議員候補者の氏名及び所属地区を記した代議員候補者(仮)名簿を選挙が行われる前年の12月20日頃までに代議員候補者に送付する。なお、具体的な代議員候補者(仮)名簿の送付日は諸事情を鑑みて選挙管理委員会の協議によって最終的に決定されるものとする。

4 候補者の数が代議員の定数に満たない場合でもその補充は行わない。

(候補者名簿の異議申し立て)

第13条 代議員候補者は、代議員候補者(仮)名簿に脱漏または誤刷があると認めるときは、選挙管理委員会があらかじめ指定した締め切り日までであれば選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

(選挙広報)

第13条の2 選挙管理委員会は、第9条に定めた選挙期間中、候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を発行(電磁的方法を含む)する。

2 選挙管理委員会は別に、代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法等の細目を定め、これを公示する。

(有権者への送付)

第14条 選挙管理委員会は、代議員候補者名簿と所定の投票用紙を、選挙期日の2週間前までに有権者に送付しなければならない。

(投票形式)

第15条 選挙は連記無記名投票によりこれを行う。

(投票方法)

第16条 投票は郵送に限る。

(投票方法)

第17条 投票は、有権者各自がその所属する地区内の代議員候補者中より3名以内を選び、所定の自己投票用紙に自筆で連記した上、自己の住所、氏名、所属地区を明記した封筒を用いて、選挙期日までに(当日消印有効)選挙管理委員会の指示する所に郵送しなければならない。

(開票)

第18条 開票にあたっては、選挙管理委員会は、正会員中より開票立会人若干名を選任する。  
2 選挙管理委員会は、会員以外の者による開票従事者を若干名委嘱することができる。

(当選の決定)

第19条 当選の決定にあたっては、第2条及び第4条に定める各地区の代議員定数に応じ、有効投票の得票数の多い者を当選人と定める。定数を超える同点者が2名以上ある場合は抽せんで当選人を定める。  
2 候補者数が代議員定数に充たない地区においては、候補者を無投票にて当選人とし、欠員は補充しない。  
3 第4条第3項の規定により各地区に女性有権者数に基づいて配分された定数を超える女性代議員を選出することは妨げない。  
4 第4条第3項の規定により各地区に女性有権者数に基づいて配分された定数に女性候補者数が満たなかった場合、欠員をその地区の次点以下の男性候補者によって補充することができる。

(当選の無効)

第20条 当選の無効が決定された場合には次点者を当選人とする。

(投票の無効)

第21条 次の投票はこれを無効とする。  
一 本規則の第15条、第16条ならびに第17条に違反したもの。  
二 投票用紙の記載が誰を選出しようとするのか確認し難いもの。

(当選の決定)

第22条 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに当選人に当選の旨を通知し、また当選人の氏名を全会員に知らせなければならない。

(当選人の辞退及び会員資格喪失)

第23条 選挙が行われた年の3月31日までの間に当選人が当選を辞退した場合及び当選人が会員の資格を喪失して当選が無効となった場合に限り繰り上げ当選とする。4月1日以降に上記のことが生じた場合は欠員とする。

(異議申し立て)

第24条 有権者に選挙または当選に関して異議があるときは選挙が行われた年の3月31日までに文書で選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

(選挙の無効)

第25条 全選挙あるいはある地区の選挙の無効が決定された場合は、直ちにそれぞれの再選挙を行う。

(不正行為)

第26条 選挙に関し、不正行為をした者は選挙権及び被選挙権を失い、その期間は選挙管理委員会においてこれを決定する。  
2 第24条の異議申し立てにより、第11条第1項の届出事項又は第2項のデータに関し虚偽の事項(軽微な誤記を除く)を記載したと選挙管理委員会が判断した当選人の当選は、無効とする。

(その他)

第27条 以上の選挙規則に定めていない事項や不測の事態が生じた場合はその都度選挙管理委員会において協議

を行い、理事会の承認のもとで決定し、実行することができる。決定、実行した事項は必ず記録し、選挙後に最初に行われる総会において報告を行うとともに、次の選挙管理委員会にも申し送ることとする。

#### 附 則

1. この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。
2. 本規則の変更は理事会の議決による。
3. 第一回目の代議員は、平成25年3月31日までに決定するものとする。
4. この規則の一部改正は、令和元年5月19日から施行する。
5. この規則の一部改正は、令和2年5月16日から施行する。
6. この規則の一部改正は、令和6年6月19日から施行する。